

監事監査報告書

令和5年5月8日

社会福祉法人桜良会

理事長 正木 聡子 殿

監事 沖村 清治 (印)
監事 宮本 友博 (泉)

私たち監事は、社会福祉法第45条の18、社会福祉法人桜良会定款第18条及び監事監査規程に基づき、令和4年10月1日から令和5年3月31日までの令和4年度下半期に関する理事の業務執行の状況、財産の状況についての定期監査、及び、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの令和4年度に関する決算監査をいたしました。その結果につき本報告書を作成し、以下のように報告いたします。

1. 監査の方法の概要

監事は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からのその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、別紙記載の業務及び財産の状況を調査しました。また、会計帳簿等の調査を行い、計算書類及び事業報告書につき検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書に金額と合致しているものと認めます。
- (2) 貸借対照表、事業活動収支計算書及び資金収支計算書は、法令及び定款に従い法人の財産、事業活動及び資金収支の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

以上